

成田市広告入り回覧板作成業務 プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、成田市広告入り回覧板作成業務（以下「業務」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、業務の受注者（以下「事業者」という。）を選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものである。

(選定審査委員会)

第2条 プロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、成田市広告入り回覧板作成業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 業者を選定するための選定方針の決定
- (2) プロポーザル提出書類等の評価・審査及び事業者の決定
- (3) その他必要な事項

2 委員会は、市民生活部長、市民協働課長、市民課長、市民生活部統括の合計4名をもって構成する。

3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は市民生活部長、副委員長は市民協働課長をもってこれに充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(プロポーザル提出者の参加資格等)

第3条 プロポーザル提出者（以下「提出者」という。）は、「成田市広告入り回覧板作成業務プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）に記載する要件を満たす者とする。

2 この要領によるプロポーザルに参加申請する者は、参加申込書・法人の概要・企画提案書を提出しなければならない。

(評価)

第4条 委員会が、事業者を特定するための審査方法、業者の評価及び選定は、第2条第1項第1号で決定した選定方針によるものとする。委員会は、企画提案書が提出されたときは、参加資格を審査し、第一次審査・第二次審査（プレゼンテーション）の審査を行う。委員会は、企画提案内容等について、評価表に基づき評価を行う。

(優先交渉権及び交渉順位の確定)

第5条 委員会は、企画提案書および第一次審査・第二次審査（プレゼンテーション）などを総合的に評価

し合計得点を決定する。合計点数が最も高い事業者を優先交渉権者として確定し、次に合計点数が高い事業者を次点優先交渉権者とする。上位者の合計点数が同点となった場合は、多数決により決する。

- 2 審査の結果において評価得点が6割に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。
- 3 委員会は、全参加者に選定結果を通知し、優先交渉権者は、本市と広告入り回覧板の作成業務に係る協定を締結するものとする。辞退があった場合は、次点優先交渉権者にその旨を通知する。

(失格条項等)

第6条 提出者が、次の各号の一に該当する場合、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員会又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
- (8) その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

(企画提案書の取り扱い)

第7条 提出された企画提案書の取り扱いは、募集要項に記載するとおりとする。

(事務局等)

第8条 このプロポーザル方式に関する委員会の庶務は、成田市市民協働課において担当する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月6日から施行し、協定書の満了日をもってその効力を失う。